

令和5年（2023年）第10回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）10月30日

枚方市教育委員会

令和5年(2023年)第10回 枚方市教育委員会
定例会議案書

日程 1	教育長報告
---------	-------

案 件 名		
日程 2	報告第37号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員(通年任用)の普通退職について
日程 3	報告第38号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について
日程 4	報告第40号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について
日程 5	議案第19号	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について
日程 6	議案第20号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて
日程 7	議案第18号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
日程 8	報告第39号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年7月28日報告分)

○開催日時 令和5年(2023年)10月30日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第10号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について

- 2 -

臨時代理第10号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年(2023年)9月19日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 3 -

1. 臨時代理の内容

令和5年（2023年）9月30日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 教育支援室 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 小塚 敏枝

- 4 -

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 5 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第11号 枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正
について

- 6 -

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）10月16日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

- 7 -

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年枚方市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、枚方市立図書館条例施行規則（平成23年枚方市教育委員会規則第6号）別表第1の改正規定中

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
枚方市立楠葉図書館	
枚方市立菅原図書館	
枚方市立陸路図書館	
枚方市立御殿山図書館	
枚方市立牧野図書館	
枚方市立津田図書館	
枚方市立市駅前図書館	

枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）まで
枚方市立楠葉図書館	
枚方市立菅原図書館	
枚方市立陸路図書館	
枚方市立御殿山図書館	
枚方市立牧野図書館	
枚方市立津田図書館	
枚方市立市駅前図書館	午前9時から午後9時まで

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新（改正後）			旧（現 行）		
第2条 枚方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。			第2条 枚方市立図書館条例施行規則の一部を次のように改正する。		
別表第1中			別表第1中		
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜 日及び休日に あつては、午後 5時) まで	[略]	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜 日及び休日に あつては、午後 5時) まで	[略]
枚方市立楠葉図書館			枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館			枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹠陀図書館			枚方市立蹠陀図書館		
枚方市立御殿山図書館			枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館			枚方市立牧野図書館		
枚方市立津田図書館			枚方市立津田図書館		
を			を		
枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜 日及び休日に あつては、午後 5時) まで	[略]	枚方市立香里ヶ丘図書館	午前9時から 午後9時(日曜 日及び休日に あつては、午後 5時) まで	[略]
枚方市立楠葉図書館			枚方市立楠葉図書館		
枚方市立菅原図書館			枚方市立菅原図書館		
枚方市立蹠陀図書館			枚方市立蹠陀図書館		

新（改正後）			旧（現 行）		
枚方市立御殿山図書館			枚方市立御殿山図書館		
枚方市立牧野図書館			枚方市立牧野図書館		
枚方市立津田図書館			枚方市立津田図書館		
枚方市立市駅前図書館	午前9時から 午後9時まで		枚方市立市駅前図書館		
に改める。			に改める。		

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により、次のとおり教育委員会に報告する。

令和5年（2023年）10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 11 -

1. 報告事項

令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について

2. 内容

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に、「令和6年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領」に基づき、本調査に参加するもの。

3. 参考書類

- (1) 令和6年度 小学生すくすくウォッチの参加について（依頼）
- (2) 令和6年度 小学生すくすくウォッチ実施要領

- 12 -

教小中第2467号
令和5年9月27日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

令和6年度 小学生すくすくウオッチの参加について(依頼)

標記の件について、別添の実施要領をふまえ、小学生すくすくウオッチへ参加することについて確認をいたしますので、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 提出物 **【別紙様式1】** 令和6年度 小学生すくすくウオッチへの参加について
- 2 提出期限 令和5年10月27日(金)
- 3 提出先 小中学校課学力向上グループ 大西
(OnishiHirok@box.pref.osaka.lg.jp)
- 4 提出方法 メール

令和6年度 小学生すくすくウオッチ 実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウオッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取り組みの充実に努める。

- (1) 児童
自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。
- (2) 家庭
子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。
- (3) 学校
① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
② 教員が、授業等の指導改善を図る。
③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取り組みを充実させる。
④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実に図るための校内研修等の工夫を図る。
- (4) 市町村教育委員会
① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。
- (5) 大阪府教育委員会
① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校 義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部(学校)の第5学年、第6学年の全児童。

【連絡先】

担当：市町村教育室小中学校課
学力向上グループ 大西
電話：06-6941-0351 内線5489
FAX：06-6944-3826
E-mail：OnishiHirok@box.pref.osaka.lg.jp

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、理科及び教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等

・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等

- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和6年4月17日（水）～4月25日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

2

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

(1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。

(2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。

(3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。

(4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。

(5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

3

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアトバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表すグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウオッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウオッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びびんセンター結果の公表

各教科及びびんセンター結果については、小学生すくすくウオッチの目的を達成するため、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウオッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかわる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びびんセンター結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びびんセンター結果については、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びびんセンター結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

4

① 公表にあたっては、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② 各教科及びびんセンター結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表が行わず、各教科及びびんセンター結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びびんセンター結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びびんセンター結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びびんセンター結果の活用

各教科及びびんセンターの結果から小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

(1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。

(2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。

(3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。

(4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウオッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウオッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

(1) 各教科及びびんセンターは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。

(2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びびんセンターの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びびんセンター結果等につい

5

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

- (4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取することができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

- (5) 個人情報の保護

① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。

- ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

- (6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

- (7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

- (8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

- (9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

- (10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別添示す。

議案第19号

総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

教 学 放 第 号
令和5年(2023年) 月 日

総合型放課後事業委託事業者選定審査会
会長 本多 重夫 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川正洋

諮 問 書(案)

総合型放課後事業委託契約予定事業者(おやつ提供事業者)の選定にあたり、枚方市附属機関条例(平成24年枚方市条例第35号)第1条第2項の規定に基づき諮問いたします。

記

1. 総合型放課後事業における委託契約予定事業者(おやつ提供事業者)の選定について

議案第20号

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に
補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年枚方市教育委員会規則第2号)第2条第1項第17号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

(1) 補助執行を取りやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合教育会議に関する事務」

2. 施行期日

令和5年（2023年）11月1日

3. 回答書（案）について

次ページのとおり

- 23 -

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

教 総 政 第 976号
令和5年（2023年）10月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について（回答）（案）

令和5年（2023年）10月17日付け総入第227号により貴職から申入れのあった標題の
協議について、下記のとおり同意します。

記

1 協議内容

(1) 補助執行を取りやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び同法第1条の4第1項の総合教育会議に関する事務」

2 施行期日

令和5年（2023年）11月1日

- 24 -



総 人 第 227 号
令和 5 年 (2023 年) 10 月 17 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋 様

枚方市長 伏見



地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条の 2 の規定に基づく
事務の補助執行に関する協議について

標題の件について、下記のとおり協議します。

記

1. 協議内容

(1) 補助執行をとりやめる事務

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定及び司法法第 1 条の 4 第 1 項の総合教育会議に関する事務」

2. 施行時期

令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

議案第18号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則 (平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号) 第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 (2023 年) 10 月 30 日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育政策課の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

議案第18号参考資料

枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p>	<p>（総合教育部の事務分掌）</p> <p>第3条 総合教育部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育政策課</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 市長の権限に属する事務の補助執行に係る総合教育会議に関すること。</u></p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p><u>(25)</u> [略]</p> <p><u>(26)</u> [略]</p> <p><u>(27)</u> [略]</p> <p><u>(28)</u> [略]</p>

新（改正後）	旧（現行）
<u>(28)</u> [略]	<u>(29)</u> [略]
<u>(29)</u> [略]	<u>(30)</u> [略]
<u>(30)</u> [略]	<u>(31)</u> [略]
<u>(31)</u> [略]	<u>(32)</u> [略]
おいしい給食課 [略]	おいしい給食課 [略]

令和5年(2023年)第10回 枚方市教育委員会
定例会議案書

(追加)

案 件 名	
報告第41号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について
報告第42号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ対策審議会の答申(いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査)について
議案第21号	生徒指導について(令和4年8月23日報告分)

○開催日時 令和5年(2023年)10月30日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和5年(2023年)10月30日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

- 1 -

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第12号 枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について

- 2 -

枚方市立教育委員会表彰規程の全部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和5年（2023年）10月25日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 臨時代理の内容

次ページのとおり

- 3 -

枚方市教育委員会規程第 号

枚方市教育委員会表彰規程

枚方市教育委員会表彰規程（昭和29年枚方市教育委員会規程第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員表彰）

第2条 職員表彰の対象は、委員会の事務局又は委員会の所管に属する教育機関の職員のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特に他の模範となる行為のあった職員
- (2) 職務上特に功労があった職員
- (3) 職務上の災害の発生を防止し、又は災害を軽減することに職務上特に貢献があった職員
- (4) 前3号に掲げる職員に準じて表彰を行うことが適当であると認められた者（児童等表彰）

第3条 児童等表彰の対象は、委員会の所管に属する学校の児童若しくは生徒又は幼稚園の園児（以下「児童等」という。）のうち、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 特に他の模範となる行為のあった児童等
- (2) 学校教育上特に優れた調査研究、発明、発見、工夫又は考案をした児童等
- (3) 国際的又は全国的な規模及び水準において行われるスポーツ又は文化芸術に関する事業において抜群の成績を収めた児童等
- (4) 前3号に掲げる児童等に準じて表彰を行うことが適当であると認められた者（市民表彰）

第4条 市民表彰の対象は、次のいずれかに掲げる個人（第2号及び第3号に掲げる個人にあっては、市内に住所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学する者に限る。）又は団体（第2号及び第3号に掲げる団体にあっては、市内に事務所又は事業所その他その事業を行う場所を有する法人その他の団体に限る。）とする。

- (1) 本市の教育又は文化芸術の発展に関し、特に功労があったもの
- (2) 国際的又は全国的な規模及び水準において行われる文化芸術に関する事業において抜群の成績を収めたもの
- (3) 国際的又は全国的に著名な賞を受けたもの
- (4) 前3号に掲げるものに準じて表彰を行うことが適当であると認められたもの

（表彰の方法）

- 第5条 表彰は、教育長の推薦に基づいて行う。
- 2 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。
- 3 表彰を受けるべき者が死亡した場合における表彰状の授与は、その遺族に対して行うものとする。

る。

4 職員表彰は、職員表彰を受けるべき職員が退職した場合においても行うことがある。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会が行う表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

2 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程(平成10年枚方市教育委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第14号中「推薦する」を「推薦し、又はそれ以外の被表彰者を決定する」に改める。

別表第1の1の表(表35)の項中「決定し、又は」を削る。

教育委員会の活動状況（令和5年9月6日～10月24日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
9月7日	木	枚方市支援教育審議会にかかる学校視察	香里小学校、第四中学校	尾川教育長
9月8日	金	兵庫教育大学教育研究支援部との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
9月12日	火	第9回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員
9月12日	火	枚方市支援教育充実審議会	教育文化センター	尾川教育長
9月13日	水	大阪仰星高等学校中等部校長等との面談	輝きプラザきらら	尾川教育長
9月15日	金	教育子育て委員協議会	枚方市役所	尾川教育長
9月15日	金	要望活動（支援教育関係）	大阪府教育庁	尾川教育長
9月18日	月	河本工業presents 枚方市・大阪エヴェッサ バスケッ トボールカーニバル	KTM河本工業総合体育館 (枚方市立総合体育館)	尾川教育長
9月19日	火	学校視察	藤阪小学校	尾川教育長
9月20日	水	市長表敬	枚方市役所	尾川教育長
9月22日	金	学校視察	長尾小学校	尾川教育長 谷元・橋野教育委員
9月22日	金	定例記者会見	枚方市役所	尾川教育長
9月26日	火	教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤・中西教育委員

1 / 4 ページ

日時		会議・行事等	場所	出席者
9月26日	火	枚方市学校いじめ対策審議会	枚方市役所第3分館 (旧枚方市市民会館)	尾川教育長☑
9月27日	水	学校視察	樟葉南小学校	尾川教育長 橋野教育委員
9月27日	水	市長表敬	枚方市役所	尾川教育長
9月28日	木	学校視察（体育祭）	第四中学校	橋野教育委員
9月29日	金	9月定例月議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
9月30日	土	学校視察（運動会）	桜丘北小学校	橋野教育委員
10月2日	月	日本語指導が必要な児童生徒を支援する関係者との面 談	輝きプラザきらら	尾川教育長
10月3日	火	校長会	輝きプラザきらら	尾川教育長
10月4日	水	学校視察	桜丘小学校	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
10月5日	木	学校視察	西長尾小学校	尾川教育長 橋野教育委員
10月5日	木	学校視察	楠葉中学校	谷元・近藤教育委員
10月6日	金	大阪府都市教育長協議会定例会	アウィーナ大阪	尾川教育長
10月7日	土	枚方ライオンズクラブpresents CN65周年記念チャリ ティーコンサート 大阪フィルハーモニー交響楽団 枚方 公演	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長

2 / 4 ページ

日時	会議・行事等	場所	出席者
10月10日	火 令和5年度生徒指導主事研修	輝きプラザきらら	尾川教育長
10月11日	水 9月定例会議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
10月12日	木 教育政策会議	輝きプラザきらら	尾川教育長 谷元・橋野・近藤教育委員
10月12日	木 令和5年度枚方市追悼式	枚方市総合文化芸術センター	尾川教育長
10月12日	木 大阪府立長尾高等学校図書委員会より枚方市立中央図書館への寄贈図書贈呈式	中央図書館	尾川教育長
10月13日	金 学校視察	さだ西小学校	尾川教育長 橋野教育委員
10月13日	金 学校視察	開成小学校	谷元・近藤教育委員
10月14日	土 枚方ひこ防'z2023（枚方市総合防災訓練）	枚方市役所	尾川教育長
10月14日	土 禁野「秋まつり」	禁野小学校	尾川教育長
10月14日	土 学校視察（運動会）	牧野小学校	橋野教育委員
10月15日	日 学校視察（運動会）	磯島小学校	橋野教育委員
10月16日	月 9月定例会議会 本会議 （所信表明に対する各派代表質問）	枚方市役所	尾川教育長
10月17日	火 9月定例会議会 本会議 （所信表明に対する各派代表質問）	枚方市役所	尾川教育長
10月18日	水 学校視察	藤阪小学校、氷室小学校	尾川教育長

3 / 4 ページ

日時	会議・行事等	場所	出席者
10月18日	水 第5回戸田市教育政策シンクタンク アドバイザリーボード	オンライン開催	尾川教育長 橋野・近藤教育委員
10月19日	木 9月定例会議会 本会議	枚方市役所	尾川教育長
10月20日	金 北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会での講演	ホテルライフオート札幌	尾川教育長
10月20日	金 学校視察（体育祭）	渚西中学校	橋野教育委員
10月21日	土 学校視察（運動会）	西牧野小学校	橋野教育委員
10月22日	日 学校視察（運動会）	小倉小学校	橋野教育委員
10月23日	月 決算特別委員会	枚方市役所	尾川教育長
10月23日	月 東京学芸大学先端教育人材育成推進機構 個別最適な学びに関する公開シンポジウム（第1回）	オンライン開催	尾川教育長
10月24日	火 決算特別委員会	枚方市役所	尾川教育長

4 / 4 ページ

第10回 枚方市教育委員会定例会 会議録

開会	令和5年10月30日午前10時00分	閉会	令和5年10月30日午前11時53分
休憩	令和5年10月30日午前11時04分～令和5年10月30日午前11時14分		
日程	議案番号	案 件	結果
1		教育長報告	
2	報告第37号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員(通年任用)の普通退職について	承認
3	報告第38号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について	承認
4	報告第40号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について	聴取
5	議案第19号	総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について	可決
6	議案第20号	市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて	可決
7	議案第18号	枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について	可決
8	報告第41号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について	承認
		(休憩中 協議会を開催) 案件：市費任期付講師等の処遇改善について	
9	報告第42号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 枚方市学校いじめ対策審議会の答申(いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査)について	聴取
10	議案第21号	生徒指導について(令和4年8月23日報告分)	可決
11	報告第39号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について(令和5年7月28日報告分)	聴取

構成員	教 育 長	尾川 正洋	構成員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子		/	
説明員	副 教 育 長	岩谷 誠	説明員	中 央 図 書 館 長	河田 淳一
	総 合 教 育 部 長	今市 将和		学 校 支 援 課 長	北田 浩之
	学 校 教 育 部 長	新保 喜和		児 童 生 徒 支 援 課 主 幹	中口 恵未子
	学 校 教 育 部 次 長	河田 典子		放 課 後 子 ど も 課 長	交久瀬 有里
	学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 室 長	齋藤 博		教 職 員 課 長	高山 和子
	学 校 教 育 部 教 育 支 援 室 長	木村 聡		教 育 研 修 課 長	植田 剛志
	学 校 教 育 部 副 参 事 (いじめ対策担当)	前村 卓志		教 育 指 導 課 長	井手内 太吾
	教 育 政 策 課 長	笠井 二郎		記 録	教 育 政 策 課 課 長 代 理
				傍聴の人数	4人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日は、委員全員が出席しております。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第10回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において中西委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

本日、追加案件として報告第41号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について」、報告第42号「委員会の会議に付した事項の報告について（1）枚方市学校いじめ対策審議会の答申（いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査）について」及び議案第21号「生徒指導について（令和4年8月23日報告分）」が提出されており、報告第41号を日程9、報告第42号を日程10、議案第21号を日程11として追加したいと思っております。

で、よろしくお願ひいたします。

それでは、日程1「教育長報告」を行います。

今回の教育長報告では、前回、定例会で報告した以降の私の活動状況を報告させていただき、その後、教育委員さんの活動状況についてご報告いただきます。また、第1回ネクスト・ギガ・リプレイス意見聴取会の状況、新型コロナ等の状況について、事務局から報告させていただくとともに、児童生徒性暴力等の防止を徹底するための文部科学大臣メッセージについて私から共有させていただきます。最後に、市議会9月定例会の質疑の内容について共有したいと思います。

まず、支援教育の関係でございます。支援教育充実審議会の議論を深めていただくため、9月7日に枚方市の実情視察として、香里小学校と第四中学校に、審議会委員のうち参加可能な方に視察に行ってくださいました。

また、その際に、動画を録画した上で、9月12日には、当日の様子を出席委員で見ながら、枚方市の審議会では初の方式となるグループワーク方式で、枚方市の支援教育の現状について、KPT（キープ・プロブレム・トライ）という方式でご議論いただいたところです。

また、9月15日の教育子育て委員協議会では、前回の教育委員会協議会でご報告した「教員不足による学校運営上の課題」について、ご意見をいただきました。その際、通級指導の実施に必要な教員配置をしっかりと大阪府教育庁に要望していきたい旨を説明させていただきました。

また、その流れを受けまして、同じ日に大阪府の教育庁の特別支援教育課長を訪問し、現在の通級指導担当教員の配置の維持をお願いしてきたところです。

次に、9月8日ですが、兵庫教育大学の高橋教育研究支援部長、附属小中学校の富田校長ほかに来庁され、兵庫教育大学への教員派遣の依頼を受けました。兵庫教育大学の派遣プログラムでは、派遣教員が大学院で学ぶ機会や、特別支援学校教諭2種免許状取得のための講座を無料で受講できるなど、魅力的な内容が提供されているとのことでした。現下の教員、枚方市の教員不足の状況で教員派遣をするというのは難しいところですが、将来的には、教員派遣を検討したいと考えております。

次に、10月6日ですが、大阪府都市教育長協議会定例会が開催されております。この会では全体研修として、部活動の地域移行の取り組みについて、各市の取り組みを基にした課題抽出を行いました。

そのほか、大阪府の梶田市町村教育室長から、先日、文科省が公表した問題行動等調査の結果について大阪府の傾向も国全体と同様であり、課題であって、不登校支援の充実などに取り組んでいきたいというような説明をいただいたところです。

また、情報交換では、大東市の水野教育長から「大東市に大投資」ということで、口頭では分かりづらいかもしれませんが、投資を、大きな投資をしようという「大東市に大投資」というタイトルで不登校支援、家庭教育支援の取り組みについてご説明をいただいたところです。

次に、10月10日ですが、令和5年度生徒指導主事研修として、文部科学省の仲村生徒指導室長をお招きして、改訂された生徒指導提要についてご説明をいただいたところです。

次に、10月12日ですが、長尾高校の図書委員会の生徒さんが、図書の有効活用を目的にSDG

sの取り組みとして保護者の方々にも呼びかけ、文化祭での活動で1,500冊という多くの本を集めて中央図書館に寄贈いただくということがございました。このため、この寄贈図書の贈呈式を行っております。当日参加いただいた生徒さんたちは、皆さん本が大好きな様子で、また枚方市立中学校卒業の生徒さんたちであるということから、枚方市の読書活動を推進していく上でも、今後もぜひ連携をしたいと感じたところです。

10月18日ですが、第5回戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボードを橋野委員、近藤委員とともにオンライン視聴しました。私が着任して以降、学校の自律的な運営を目指して取り組みを進めてきておりますが、戸田市では「自走する学校」を掲げ取り組みを先進的に進められていることから、11月に教育委員会で視察に行く予定としております。このため、本会議を視聴させていただいたところです。当日の内容につきましては、後ほど近藤委員からご説明いただきます。

次に、10月20日ですが、文部科学省を通じて、北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会での講演依頼がございました。枚方市のいじめ問題への取り組みについての講演依頼ということで、日帰りではございますが行ってまいりました。当日は、本市で発生した重大事態を例に、初期対応の重要性と、第三者調査の重要性についてご説明をしたところです。

また、約130名の北海道の町村の教育長の皆さんにご参加いただいております。終了後のアンケートのようなものは取っていないのですが、私のこれまでの経験にないほど熱心に聞き入っていただいたなと感じておるところです。

また、講演終了後には、本市の姉妹都市である別海町の相澤教育長さんとも名刺交換ができました。短時間ではございましたが、非常に有意義な出張でございました。

次に、10月23日ですが、「東京学芸大学先端教育人材育成推進機構個別最適な学びに関する公開シンポジウム」というのがございまして、これをオンライン視聴させていただきました。この中では、上智大学の奈須教授から、著書である「個別最適な学びと協働的な学び」というものを基に講演が行われたところです。

この講演で特に印象的であったのが「いかに子どもたちに主体的な学びを実現するかの点で、子どもは有能な学び手であり、幼児教育段階で様々主体的に取り組んだ学びを小学校に入って管理的な一斉指導を行うことで、幼児教育での学びを止めてしまっている」といったような指摘ですとか、「子どもたちの主体的な学びを進めるための自由進度学習を実施する際には、旅行に行くのと同じように、どのような手段で行くのか、どの程度所要時間を想定しているのかといった全体像を到着地点として示すことが必要であり、そして、その手段をいかに用意するかといった環境整備が教師の役割である」といった指摘があったところです。

また、「教育委員会が学校に伴走支援するためにも、指導主事が指示するのではなく、学校の教員と一緒に校内研究に取り組むことで、将来の管理職になる指導主事が主体的に取り組むようになり、さらにその取り組みが広がっていくことになる」といったような指摘もあったところです。こういったことも参考にこれからも取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

次に、市長表敬の関係でございますが、9月20日、27日、市長への表敬訪問がございまして、

全国優勝したスポーツチャンバラの選手や世界大会で優勝するなどしたバトントワリングの選手たちの頑張っている様子がうかがえました。

そのほか、昨年度、訪問できなかった学校訪問を幾つか実施しておりますが、この件については橋野委員にも同行いただきましたので、後ほど橋野委員から報告いただきたいと思います。

それでは、次に教育委員の活動状況の報告ということで、まず近藤委員のほうから、先ほど申し上げました10月18日の第5回の戸田市教育政策シンクタンクのアドバイザーボードの状況についてご報告いただければと思います。よろしくお願いします。

○近藤委員 今ご紹介いただきました10月18日の第5回戸田市、約13.6万人の市でございますが、教育政策シンクタンクアドバイザーボードにオンラインで視聴させていただきました。

アドバイザーボードというのは諮問委員会のことでありまして、有識者によって構成され、提言や助言をいただくという意味です。戸田市におきましての有識者には、不登校支援のNPOの代表をはじめ弁護士、あるいは教育、経済、学習科学などのご専門の各大学のそうそうたる教授、助教授の方々、9名のご参加でございました。

内容につきましては、2点ありまして、第1点が戸田市におけるEBPMという根拠に基づく政策策定の推進を今、行っているということ、第2点目が教育総合データベース（令和5年度のこども家庭庁の実証事業）ということについての2点でございました。

まず第1点目の戸田市におけるEBPM、根拠に基づく政策策定につきましては、目的は「経験と勘と気合」、3Kということで表現しておられましたけれども、このことによる教育実践や教育政策立案から脱却し、客観的な根拠、エビデンスに基づく効果的、効率的な教育改革を推進することを定義されておられました。教育、それは授業、生徒指導、学級、学校運営、全てを含みまして、科学するという方向性を示しておられました。

また、優れた教員の経験や勘、匠の指導技術を言語化、可視化、定量化、ここでは数値化という意味かと思いますが、することで若手に効率的、効果的に伝承していくために教育データを積極的に活用していくべきとの考えのようでもございました。

教育データというのは、例えば、リーディングスキルテストの結果と埼玉県での学調というのがありまして、それとも相関分析をされておられまして、結果、国語と算数・数学の両教科の学力レベルには明らかに正の相関があるというデータを導いておられました。これは経験、勘ではなく、データが示しているということでございます。

また、教員と子どもとの発話量を指導力中ほどの教員と高い教員とで算数の授業でデータを取り、分析されて、明らかに後者、指導力の高い教員の授業において子どもとの相互の発話量が多く見られるという結果も導いておられました。授業が分かる、あるいは楽しいってものの調査、AiGROWという教育活動における効果を数値化する評価ツールでの資質能力と学力の関係分析などもされておられました。いろいろなパターンの数値化をされておられます。

これらの様々なデータ利活用において、学校長へのアンケートでは、17校ございまして17人中10人からは非常に役に立ったという回答ではあったようでございますけれども、試行の結果と課題では、教職員のデータを取り扱うリテラシー、活用能力でございましてけれども、これがまだ不

十分であることや、授業改善に生かす実践の不足が多かったなどというところもご判断をなさっている、課題として捉えておられるようでございます。

この点につきましてはアドバイザーボードの一員であります中室牧子慶應義塾大学教授からもデータを扱う側のリテラシーに関しての指摘もありました。また、成田悠輔イエール大学助教授からも、前日の授業中の発話量が多い、少ないということが学力と本当にリンクするかというところの立証も必要ですねというようなご指摘もございました。

二つ目の教育総合データベース、これは令和5年度こども家庭庁実証事業でございますけれども、については定義として、教育委員会と市役所本庁の部局に分散する子どもに関わるデータについて、教育分野を軸に「教育総合データベース」を整備するという事で、あわせて他自治体においても導入しやすい基盤となることを目指しておられました。

2022年4月、今から1年前でございますけど、デジタル庁での「子どもに関する各種データ連携による支援実証事業」への採択、あるいは今年4月のこども家庭庁での「子どもデータ連携実証事業」への採択を経まして、三つ、まず1. 不登校等に係る子どもたちのSOS早期発見・支援、2. 貧困あるいは虐待等の子どもへの支援、3. 学校カルテによる継続的学校現場へのフィードバック、の実現を目標とされておられました。

そのデータといいますのは、本当にすごいなと思いましたがけれども、乳幼児健康診断結果から始まりまして、保育園・幼稚園の在園状況、長期欠席調査、あるいは、いじめ等に関する記録含め、学力学習調査まで19項目を超える項目で検討しておられ、このこれらのデータから「不登校リスク判定」というものを出され、不登校リスク判定による不登校予測を、現場へのフィードバックにより対策を行うことも目指しておられますが、非常にデリケートな個人情報が多いために、アドバイザーボードの一員の三部弁護士であるとか、小美野弁護士が有識者として入っておられ、様々なご意見もいただいております。

戸田市においても主課題として、不登校児童生徒の占める割合の急増が国の集計の令和3年段階で2.6%、24万5,000人でございますけれども、令和4年、1年たちましては、3.2%、29万9,000人とさらなる増加傾向の中、戸田市におきまして、令和1年、2年、3年、4年と年次ごとに増えており、教育総合データベースを生かしての対策を検討しております。

重要な個人情報を利用することから、教育データの利活用においては、厳しいガイドライン策定と市民に対しての丁寧な説明と理解を得ることも併せて検討しております。

不登校の支援・科学・理解する施策の「戸田型オルタナティブ・プラン」っていうのがございまして、多様な学びの場の選択肢を想定しておられ、自宅オンライン授業参加をはじめ、小学校であるとか、中学校であるとか、戸田市立の教育センター、あるいは、県内の高校などに相談室や支援室を設けておられ、アドバイザーボードの一員の今村久美NPOカタリバ代表理事は、さらにメタバース空間でのroom-Kで不登校支援業務を担っておられました。

最後に、学校現場で伝えているデータの利活用の視点では、これは教育委員会のほうから思っておられることを最後に述べておられましたけれども、目的のないデータ収集は無意味で、課題指摘のためではなくて、褒めるためのデータ活用の視点も重要であり、データの範囲は学力調査のテスト結果だけでなく、アンケートの結果からの教師のコメントまで様々な量的、あるいは質

的データも含み、また鮮度も重要で、データ収集から分析のサイクルを早く回すことにも留意されているとのことでした。

今後、教育のDX化を先行すると決意された戸ヶ崎教育長の下、各界を代表されるアドバイザーボードのメンバーからの提言やサポートを受け、試行錯誤の中、教育改革を進め、検証しておられる姿はある意味、深い覚悟を感じました。

以上でございます。

○尾川教育長 ありがとうございます。

私も非常に勉強の機会になりましたので、ぜひ今度、出張した際には、各委員からもお話を聞いていただければなというふうに思います。

それでは、次に橋野委員から学校訪問関係よろしくお願ひいたします。

○橋野委員 活動報告としましては、教育長とともに長尾小学校、樟葉南小学校、桜丘小学校、西長尾小学校、蹉跎西小学校に学校訪問させていただきました。各学級参観し、その後、校長先生と学校での児童の様子や、様々な取り組みについて説明をお伺いしました。どの学校も児童は落ち着いていて、校内はきれいに清掃が行き届いていました。すれ違う児童には挨拶をしてくれる児童も多く、挨拶の必要性を改めて感じました。

中でも、蹉跎西小学校は、とにかく前向きで明るい校長先生の下、教員も明るく授業を行い、掲示物もどの学年もそろっていて、教員間のチームワークのよさが伝わってきました。よい関係の中で一人ひとりの児童がのびのび成長していると思う学校でした。運動会前ということもあり、どの学校も練習に励む姿が多く、児童も熱心に話を聞き、練習に励んでいました。

次に、第四中学校、渚西中学校の体育祭と桜丘北小学校、牧野小学校、磯島小学校、西牧野小学校の運動会に行きました。新型コロナが5類になって初めての体育祭と運動会、来賓の方や地域の方、たくさんの保護者の前で校長先生がマイクを使わずに大きな声で挨拶をして、子どもたちも大きな声で挨拶をする、こんな当たり前のことに感動することが味わえる行事でした。全力を出し切る楽しさ、全力で取り組んだことによる感動がそれぞれの学校にありました。

第四中学校では、3年生の学年リレーの前に突然、生徒たちが大きな声を掛け合い、全員で一つの円陣を組み、お互いの健闘をたたえあい、最高学年の本気を見させてもらいました。渚西中学校でも3年生の学年リレーで力を抜くことなく、全力で走り切ることに、見ている皆さんも感動され、涙されていました。

小学校では、大玉送りで、練習では一度も勝てなかった白組が当日初めて1勝できたり、支援が必要な児童が練習では見ているだけで参加できずにいたのですが、当日は周りの児童が声かけしながら、しっかり演技を見せてくれたりしました。

それぞれにドラマがあり、それぞれが思い出に残る行事になったことと思います。すばらしいたくさんの感動を見せていただきました。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

関連で、谷元委員も運動会に行かれたと聞いておりまして、少しご披露いただけると。

○谷元委員 分かりました。

10月28日、先週、土曜日に禁野小学校の運動会に行ってきました。前日の金曜日にすごく雨が降って雷も鳴って、大丈夫かなと心配していたのですが、当日はすごく晴天で、恵まれた天気の中、寒くもなく、暑くもなくという状況で、運動会が執り行われていました。先ほど橋野委員も言われたように、新型コロナの制限なしで今回は、運動会を開いたということで、本当に大勢の方が参観に来られていました。来賓席もいっぱいでしたし、敬老席もいっぱい、大丈夫かなと思うぐらいいっぱいでした。中にはビデオ席といますか、カメラ撮影ができる撮影席もあって、それは競技の中で交代しながら、1、2年生が競技しているときは1、2年生の保護者が見て、次、3、4年生だったら交代するというようなそういった場も設定された中で行われました。私も久しぶりに、3年間行けなかったのも、特に禁野小学校は学校統合されたということで、どういった感じかなということも興味がありまして参加しました。

その中で一つ紹介したいのは、やはり5年生、6年生の団体演技ですね。これが組立て体操ということではなくて、すごく大きな旗、フラッグを振りながら踊る、そういう演技を見させてもらいました。なかなか練習しないと難しいだろうと思うような中で、最後に子どもたちがお礼の言葉を来賓、保護者のほうに向かって言ったんですけども、やり切ったっていうか、感動を覚えたんでしょうね、中には泣いている子もいました。それを見ると私もちょっとうるってきたんですけども、もう一つは、団体競技で全員が一緒にやる大玉送りという競技がありますよね。1年生から6年生まで赤白に分かれて大玉を送っていく、途中で5年生、6年生は持ち上げるという競技です。ところが聞いていますと、来賓の方とかは、「それ何やねん、どんな競技や」って、ご存じないんですね。いや、実はこれ、こういう競技なんですよって、私が説明したんですけども、「ええ、そんなん見たことないわ」と。考えてみますと、高陵小学校と中宮北小学校は人数が少なく、全員でやるっていうことができなかつたのかなと思うんですけども、競技が始まり、大玉が上がると、「うおっ」という声が出まして、これ面白いなという声をいっぱい聞きました。校区の体育祭でもこれやろうやとかいう声まで聞こえたぐらいでした。私も見ていて、2年目で子どもたちが本当に一体となって運動会に取り組んで、地域の方もたくさんそれを見に来られて、運動会を通して何か学校と地域が一体となって、地域とともにある学校という、そういったものが見えた運動会だなというふうに思えて、本当によかったなと思って参観させてもらいました。

簡単ですが、以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

急なお願いで大変申し訳ありません。私、今年は運動会、全然見に行けてなくて、本日お話を聞かせていただいてよかったなと思っております。特に、禁野小学校の取り組みは、やっぱりこれから枚方市としてもしっかりサポートしていく必要がある取り組みかと思っておりますので、本当にありがとうございました。

そのほか、何かよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは次に、事務局からの報告ということで、第1回のネクスト・ギガ・リプレイス意見聴取会の状況について、植田教育研修課長のほうから報告をお願いします。

○植田教育研修課長 第1回ネクスト・ギガ・リプレイス意見聴取会についてご報告いたします。

10月11日、ここ輝きプラザきららの教育委員会室にて開催いたしました。当日は7名の委員のうち5名が会場で、2名がオンライン参加となりまして、野中健次委員を座長として授業改善と家庭学習について議論をいたしました。

その中で学習支援ソフトのロイロノートや、ドリル教材、共同編集機能を存分に活用している点や、それらが授業改善にどのように寄与しているかなど学校での活用状況の話がありました。

また、GIGAスクール構想の目標である誰一人取り残さない目標が本市においてどれぐらい実現できているのか、また、いろいろな力を持った子どもが1人1台端末を活用して資質能力をさらに身につけられるようにするためには、教職員にどのような指導支援が必要かなど今後の課題を提示いただきました。

2回目は、11月17日、金曜日に開催を予定しております。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

まずはキックオフの議論ということで、私も参加できてはいないんですけども、特に今年度中に次の枚方市の端末の更新ということに向けて、国への要望書っていうのをつくっていく上でも、大事な議論になってまいりますので、しっかりと取り組んでいきたいなと思っております。

それでは次に、新型コロナやインフルエンザの状況について、北田学校支援課長のほうから報告をお願いします。

○北田学校支援課長 学校支援課の北田でございます。よろしくお願いたします。

学校における感染症の発生状況についてご報告いたします。

まず、2学期以降、9月末までの児童生徒の感染者数は新型コロナウイルスが370名程度、インフルエンザが260名程度、その他、風邪症状、発熱が37名程度で、また10月1日から10月29日までにはなりますけれども、児童生徒の感染者数が、新型コロナウイルスが70名程度、インフルエンザが630名程度、そのほか風邪症状、発熱が5名程度となっております。感染症全体の感染者数は、9月末までが667名程度、10月は705名程度と依然、増加傾向にありまして、特にインフルエンザが260名程度から630名程度と増加状況にあります。

小中学校におきましては、9月21日付で大阪府から送付されました感染症の流行期に備えた対策として、府立学校への注意喚起の通知文書の送付がございましたので、その内容を踏まえて、児童生徒、保護者、教職員への周知事項として、秋以降の学校行事を含む教育活動の実施に当たり、換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導、せきエチケットの指導、マスクの取り扱いといった感染対策をより入念に行うなど適切な対応について、9月25日付で小中学校長へ通知を行っております。

教育委員会といたしましては、引き続き国府からの通知等を注視しながら、感染症対策に取り組んでまいります。

簡単ではございますが、ご報告は以上となります。

○尾川教育長 ありがとうございます。

大爆発ということではないと思うんですが、微増という感じですので引き続きしっかり感染対

策をしながら取り組んでいきたいなと思います。

それでは、次に児童生徒性暴力等の防止を徹底するための文部科学大臣メッセージについてでございます。

これは10月20日に盛山文部科学大臣からメッセージが出されております。詳細については、またホームページ等ご覧いただければと思うんですが、改めて各学校の設置者に対して教育職員等に対する研修を実施するほか、都道府県等に対して相談体制の整備、周知など必要な措置を速やかに講じるということを求める内容となっております。

これは令和3年に成立しました「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づく取り組みが進められてきているものの、いまだに児童生徒性暴力等の事案が相次いでいるということから、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという思いを全ての学校関係者と共有して、性暴力等の防止等の取り組みを促すことを目指して、それによって学校が安心して過ごせる場であることを社会に示すということのために発出されたということのようです。

このメッセージにつきましては11月1日の校長会で私のほうからも改めて周知をしていきたいと思っております。

最後になりますが、議会の質疑状況でございます。

9月の定例月議会の質疑の状況について共有させていただきたいと思っております。10月16日、17日と市長の所信表明に対する質疑が行われております。教育長として教育の関係ということで答弁した案件でいきますと、社会を生き抜く力について、読書活動の推進について、支援教育の充実について、不登校支援について、誰一人取り残されない教育の保障について、質の高い教育について、いじめ問題への早期対応と未然防止の取り組みの強化などについてお答えをさせていただいたところでございます。

また、10月23日、24日には、決算特別委員会が開催され、次のような要望が出ているところです。総合型放課後事業については、子どもたちに良好な環境を提供するため、専用室の整備、トイレ改修など、学校の状況を踏まえながら施設の改修や建て替えも含めた今後の施設の在り方を要望する。それから、枚方市奨学金は今後も必要であると。不登校支援では、北欧を中心に子どもたちや親子のセラピー的な空間としても多く用いられているセンサリールームというものがあるんですけども、これは五感を優しく刺激するものが効果的に配置された環境なんですけど、このセンサリールームの活用を検討されたいといったような要望もございました。

また、物価高騰の中であっても、質の高いおいしい給食を提供できるよう、給食費の保護者負担軽減のための補助事業を継続してほしいですとか、学校規模の適正化の検討に当たっては、跡地活用のプランを地域とともに先に検討することで進めてほしいというようなこと。

それから、1人1台端末のリプレースに当たっては、コストパフォーマンスを意識しつつ、児童生徒によりよいものを選定してほしいですとか、あるいは、不登校支援に当たっては、支援人材の処遇の改善や校内ルポの環境整備をお願いしたいと。また、適応指導教室の名称変更を実施されたいというようなこと。

それから、学校水泳授業の民間活用については、早急に学校プールの在り方を整理されたい。その際、例えば、年間を通じて利用できる屋内プールを各地域の拠点ごとに新たに設置して、周

辺の学校の水泳授業を委託することで、学校プールの集約を進めることなども効果的といったようなご意見もございました。

また、不登校支援、また繰り返しになりますが、教育支援センターが拠点となって、ICTや民間のノウハウを活用しながら、子どもたちに必要な支援をするとともに、フリースクールに通う児童生徒への授業料支援も検討されたいと、様々な要望、ご意見をいただいておりますので、これらもまた、議論していきたいというふうに考えております。

教育長報告については以上で終わりにさせていただきます。

それでは、日程2、報告第37号「臨時代理事項の報告について（1）フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について」を議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第37号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の3ページをご覧ください。臨時代理第10号「フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の普通退職について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年9月19日付で、教育長が臨時代理をいたしましたものでございます

議案書4ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表に記載の学校教育支援室放課後子ども課所属の非常勤嘱託、小塚敏枝から退職願が提出されました。これを承認いたしましたものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第10号の説明とさせていただきます。

以上、報告第37号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第37号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

次に日程3、報告第38号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市立図書館条例施行規則の

一部を改正する規則の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第38号、臨時代理事項の報告について、ご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認を求めらるるものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書7ページをご覧ください。臨時代理第11号「枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和5年10月16日付で教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

今回の改正は、枚方市立市駅前図書館の日曜日及び祝日の開館時間帯の変更に伴うもので、改正内容につきましては、議案書8ページの「枚方市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」の改め文をご覧ください。

現在、第2条の各図書館の開館時間帯については、ご覧の上の表のとおりで、こちらは8月の教育委員会定例会において、生涯学習交流センターとの複合施設となる市駅前図書館の設置に当たり、開館時間帯は、他の生涯学習市民センター・図書館の複合施設に合わせて、午前9時から午後9時を基本に、日曜日及び休日については、午前9時から午後5時までとさせていただいたところでございます。

このたび生涯学習交流センターの開館時間帯について、日曜日・休日の開館時間を延長し、他の曜日と同じ午後9時までとする条例改正を10月11日に行ったことから、同居する市駅前図書館につきましても、8月の規則改正に加え、さらに下の表のように日曜日・休日の開館時間を延長し、他の曜日と同じ午後9時までとする改正を行う必要が生じました。

つきましては、10月17日に「枚方市立生涯学習交流センター・枚方市立市駅前図書館指定管理者選定委員会」を開催することを踏まえ、10月16日に規則改正の臨時代理を行ったものでございます。

続いて、改め文の附則をご覧ください。本附則につきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、新旧対照表を9ページから10ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第11号の説明とさせていただきます。

以上、報告第38号「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これから報告第38号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程4、報告第40号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について」を議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第40号「委任を受けて執行した事項の報告について」ご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第2号の規定により、次のとおり教育委員会に報告するものでございます。

12ページをご覧ください。「1. 報告事項」でございしますが、「令和6年度、小学生すくすくウォッチへの参加について」でございします。「2. 内容」でございしますが、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的に「令和6年度、小学生すくすくウォッチ実施要領」に基づき、本調査に参加するものでございます。

以上、簡単でございしますが、報告第40号「委任を受けて執行した事項の報告について」のご説明とさせていただきます。

○尾川教育長 では、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 今回、大阪府教育庁が実施する小学生すくすくウォッチの調査に参加して、学校が結果を分析、教員の授業改善や指導等に生かすことは、私は意義があるというふうに考えています

本市の取り組みとして、調査の結果をどのように活用しているのか、改めて教えてください。

また、学校の取り組みでよい事例があれば、挙げてもらえればなというふうに思います。また、児童アンケートや教員アンケートの活用についてもお聞きしたいと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 本市の取り組みとしましては、児童アンケート、教職員アンケートを含むすくすくウォッチの結果の分析・検証の結果を踏まえ、各小学校において、指導計画や学力向上プランに適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組んでおります。

また、児童一人ひとり、自らの強みや弱みなどを知ることができるウォッチシートが返却される際、児童にシートの見方を丁寧に伝え、夏休み以降の取り組み活用の振り返りシートを作成させています。

なお、今、申しあげましたウォッチシートの中には児童生徒のアンケート結果から分かる「あなたのよいところ」というところを文章で記述されておりまして、そちらも見ながら子どもたち

は振り返りシートのほうに生かしているというふうな活用の形になっております。

さらに児童アンケート、教員アンケートともに先ほど申しあげました学力向上プラン等にも反映させていただいております。さらには6年生に対しては、5年生時からの個人の成長を確認できる経年変化のウォッチシートも活用し、個別指導に役立てています。また、府作成の「わくわく問題」を使った学習指導案を提供し、授業改善を促進しております。

取り組みについて、例えば、小倉小学校では、課題のあった問題を授業の中で取り上げたり、テストを受けた当日に問題の解説を行ったりと、問題に挑んだ子どもたちが「正解は何だったのか」「自分の考え方はどうだったのか」と振り返る取り組みも併せて行っているところです。

○尾川教育長 ありがとうございます。

谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。

意見ですけれども、大阪府教育庁実施のすくすくウォッチの趣旨、目的には、子どもたち一人ひとりが学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見、解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とするというふうに書かれています。テストには教科横断型のわくわく問題があり、小学5年生、それから小学6年生が同じ問題に毎年取り組んでいます。子どもたちに返却される個票、ウォッチシートっていうんですかね、それには、子どもの力が、先ほどもありましたがレーダーチャートで表されていて、自分の強みや弱みを見つけて、今後の学習につなげてもらおうという狙いがあるというふうに聞いております。回答では、児童にウォッチシートの見方を丁寧に伝えたり、経年変化を個別の指導に役立てたりしているということです。また、授業改善にも役立ててもらっているということも今ありました。

来年度も、このすくすくウォッチに参加して、各学校教員が授業改善や児童の指導等に役立ててもらうように、各学校への周知を改めてお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○尾川教育長 ありがとうございます。

今回、9月定例会月議会の中でもテストがちゃんと行われているのかっていったような、要はやり過ぎ、ただ単にテストだけやっているみたいなことになってないのか、といったようなご質問もありまして、私のほうからも答弁したのは、今、谷元委員おっしゃっていただいたように、本当に振り返りをして、自らの課題を解決していくってところがテストの目的なのかと思いますので、そういったあたりをしっかりと改めて学校にも周知しながらやっていきたいなことと、あと、今回、こういう形、報告という形を取らせていただいたのは、やっぱりこれは大事なことなので、この定例会でしっかりと報告させていただくという形を取らせていただいたというところでございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。

以上もちまして報告第40号の聴取を終結いたします。

続きまして、日程5、議案第19号「総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について」を議題といたします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

- 新保学校教育部長 ただいま上程いただきました議案第19号「総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について」ご説明申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第15号の規定により、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

1、内容でございますが、次ページの諮問書（案）のとおり、総合型放課後事業委託契約予定事業者（おやつ提供事業者）の選定についてご審議いただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第20号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」を議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

- 今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第20号「市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに関する協議に対し同意を行うことについて」ご説明をさせていただきます。

議案書の22ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

教育委員会は、市長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、補助執行を行っているところでございます。本件は、このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する大綱の策定及び総合教育会議に関する事務について、市長から提案のありました補助執行の取りやめに関する協議に対しまして、同意を行おうとするものでございます。

議案書の23ページをご覧ください。1、内容（1）「補助執行を取りやめる事務」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱の策定及び

同法第1条の4第1項の総合教育会議に関する事務」でございます。2、施行時期でございますが、令和5年11月1日でございます。

なお、議案書24ページに、同意についての文書回答の案を、25ページに、市長から教育長への協議の申出書を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

この件に関しましては、総合教育会議の事務を教育政策課のほうでやっているんですけども、もともと総合教育会議っていうのは市長が開催するという立てつけになっておりますので、全国的には市長部局のほうで事務局をやっているところもかなりあるというような状況になっていきます。

特に、枚方市の場合は、生涯学習ですとかスポーツといったあたりが本庁のほうに事務移管されているというようなこともございますし、これからの教育については教育委員会も当然、頑張っていけないといけないところでありますが、市長のほうからも、今回、所信表明の中でも、学校の働き方改革も含めて、しっかりやっていきたいというようなお話もいただいております。こういったような流れの中からも、今回のご提案という形で、出てきているようなところでございます。

概要は以上なんですけれども、これから質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第18号「枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」を議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました議案第18号「枚方市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、ご説明いたします。

議案書の26ページをご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項第12号の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。

本件につきましては、先ほど議案第20号にてご同意をいただきました、補助執行を取りやめる事務である「地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合

教育会議に関する事務」について、教育政策課の事務分掌に規定しておりましたが、補助執行を取りやめることに伴い、事務分掌から削除するものでございます。

議案書の28ページからの新旧対照表をご覧ください。表の右側、改正前の規定の第15号に規定されておりました「市長の権限に属する事務の補助執行に係る総合教育会議に関すること」を削除し、第16号以降の規定をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものでございます。

議案書の27ページにお戻りください。なお、改正規則末尾の附則でございますが、施行期日につきましては、補助執行取りやめの施行期日である令和5年11月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○尾川教育長 それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、報告第39号「委員会の会議に付した事項の報告について(1)生徒指導について(令和5年7月28日報告分)」を議題としたいと思いますが、本件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第39号は非公開といたします。

これに併せまして、会議冒頭で案件として追加いたしました日程9を日程8に、日程10を日程9に、日程11を日程10に繰り上げて次の議題とし、元の日程8を日程11に繰り下げて議題としたいと思いますがよろしくお願いたします。

それでは、日程8、報告第41号「臨時代理事項の報告について(1)枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について」を議題といたします。

説明を求めます。今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 ただいま上程いただきました、報告第41号、臨時代理事項の報告についてご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、

教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書の2ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書3ページをご覧ください。臨時代理第12号「枚方市教育委員会表彰規程の全部改正について」ご説明いたします。

まず、改正の理由についてでございますが、改正前の「枚方市教育委員会表彰規程」につきましては、昭和29年に制定以来、機構改革等に伴う軽微な改正はございましたが、長期間にわたり全面的な見直しが行われてこなかったことから、表彰の基準が不明確であるほか、条文中に表彰者を現在は発行していません官報である枚方市公報に登載することが規定されているなど、現在の時勢にそぐわない内容となっていることもあり、過去、定例的なものを除き、長く本規程に基づく表彰は行われていない状況となっております。

そこで、今後はより柔軟かつ、幅広く他の模範となるような子どもたちの行動を顕彰できるようにするため、表彰基準や、規定する内容の整理を行うため、規程の全部改正を行ったものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、議案書4ページの改め文をご覧ください。今回の改正は、題名以外の条文の全てを改正する全部改正となっておりますので、今ご覧の改め文が改正後の表彰規程の全文となっております。

改正後の規定は全部で6条からなり、第1条では、まずこの規程の目的を明らかにしております。第2条から第4条までの3条では、対象者の違いに応じて、職員表彰、児童等表彰、市民表彰の三つの類型で表彰要件を整理しておりますが、今回の改正において、例えば、第2条の職員表彰において「満20年以上本市に良好な成績で勤務した者」などの要件を削除するなどの整理を行うとともに、規定内容の簡素化を行っております。また、第3条の児童等の表彰において、改正前の規程には記載のなかった幼稚園の園児も対象とすることを明記しております。

また、第3条では、例規上の整理として「委員会の所管に属する」学校等に限った規定となっておりますが、例えば、市内の私立学校の児童生徒等についても第4条の市民表彰の中で、一定、幅広く対応できる構成としており、表彰の対象者については、本改正前後で変わりはないものと考えております。第5条の表彰の方法につきましては、表彰は教育長の推薦に基づき行うことや、表彰状の授与により行うことを規定しており、金品の加授や、公報への搭載などの規定は削除しております。

5ページに移りまして、第6条では補則として、この規程に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

なお、補則の規定により、今回、新たに「枚方市教育委員会表彰規程に基づく表彰等の実施に関する要項」を制定しており、表彰基準をより明確にするため要件の例示をするほか、規程に基づく教育委員会表彰には至らない事例についても、新たに教育長表彰の制度を設けることなどを定めております。

今後は、新たな表彰規程や要項に基づき、児童生徒などの善行やスポーツ、文化などの各分野

での活躍などについて、積極的に表彰を行っていくことで、子どもたちの自己有用感を育む一助としていきたいと考えております。

以上、臨時代理第12号の説明とさせていただきます。

報告第41号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○尾川教育長 この件に関しまして9月の教育委員会定例会の際の教育長報告の中でも報告させていただいて、本来であれば、今回、規程の整備だけではなくて表彰の実施についても報告できればよかったんですが、少し規定チェックに時間かかったところです。

今後、各関係機関に紹介した上で、こういった形で自己有用感を高めていくような表彰というのをしっかり実施していきたいなというふうに思っております。

では、これから質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんか。

谷元委員。

○谷元委員 意見ですけれども、様々な分野で活躍する、特に児童生徒、それから、幼児も含めて、表彰していきたいということでございますので、その辺は公平な観点から見ていただいて、子どもたちがさらに意欲的に頑張ってくれることを期待したいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○尾川教育長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして質疑を終結いたします。

これから報告第41号を採決いたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程9、報告第42号「委任を受けて執行した事項の報告について(1)枚方市学校いじめ対策審議会の答申(いじめ対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査)について」を議題としたいと思いますが、本件及び次の議案第21号「生徒指導について(令和4年8月23日報告分)」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。

それでは、報告第42号及び議案第21号につきましては非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。休憩中の時間を使って、教育委員会協議会を行います。

(休 憩)

ただいまから、定例会を再開いたします。

それでは、日程 9、報告第 42 号「委員会の会議に付した事項の報告について（1）枚方市学校いじめ対策審議会の答申（いじめ対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る調査）について」を議題といたします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

（日程 9、日程 10 及び日程 11 は、非公開案件のため不掲載）

ただいまから定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもちまして令和 5 年第 10 回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署 名

(教育長) 尾 川 正 洋

署 名

(教育委員) 中 西 悠 子